

神戸市指定障害福祉サービス事業者等に対する運営指導業務 実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

神戸市指定障害福祉サービス事業者等に対する運営指導業務

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

神戸市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第9条及び第10条並びに児童福祉法第57条の3及び第57条の3の2に基づき実施している指定障害福祉サービス事業所及び指定障害児通所支援サービス事業所に対する運営指導の一部業務（以下、「訪問調査等」という。）について、兵庫県が指定する指定事務受託法人（以下、「受託者」という。）に委託することで、サービスの質の確保、自立支援給付・障害児通所給付・地域生活支援事業補助金の適正化を一層推進する。

また、訪問調査等の委託に当たっては、受託者が有する事業者支援に関するノウハウや障害福祉サービスに関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため広く企画提案を募集する。

(2) 業務内容

訪問調査等業務（別紙「仕様書」のとおり）

(3) 事業規模（契約上限額・総額）

金 103,500 千円（消費税及び地方消費税含む。）

ただし、令和8～10年度 各年度 金 34,500 千円（消費税及び地方消費税含む）を上限額とする。

(4) 訪問調査等実施件数

令和8～10年度 合計 580 件以上

(5) 契約期間

令和8年2月下旬～令和11年3月31日 ※債務負担行為による複数年契約

ただし、各年度の委託契約における件数及び金額については、各年度の神戸市一般会計予算の成立による。

(6) 履行場所

神戸市内の障害福祉サービス事業所等

(7) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

(8) 市側から提供する資料、貸与品等

訪問調査のための法人情報や自立支援給付等のデータ等を提供する。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い・精算方法

契約締結後、受託者の請求に基づき、以下の金額を概算払とする。

支払時期（予定）	支 払 金 額
各年度4月	各年度の委託料の3分の1（1,000円未満の端数切捨て）
各年度8月	各年度の委託料の3分の1（1,000円未満の端数切捨て）
各年度12月	各年度の委託料から既支払額を差し引いた額

受託者は、各年度3月末に、当該年度の精算報告書を提出する。

各年度の業務完了後、本市の検査を経て、当該年度の契約件数を下回った場合には、当該年度の委託契約額を当該年度の契約件数で除した金額に、当該年度の実施件数を乗じた金額を実績額とし、精算を行う。

精算の結果、概算払を受けた委託料に余剰金が生じたときは、受託者は本市が定める方法により、本市の指定する期日までに本市に返納するものとする。

(3) 契約書案

- ・総価契約
- ・別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第24条第1項の規定により契約金額の100分の3以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。

また、同規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

神戸市は、契約締結の翌年度以降において歳入歳出予算のこの契約に係る委託料の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

受託者は、上記により神戸市がこの契約を変更又は解除した場合、違約金、損害賠償金を神戸市に請求することができない。

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- ① 法人格を有していること。
- ② 障害者総合支援法第11条の2第1項及び児童福祉法第57条の3の4第1項に規定する指定事務受託法人の指定を現に受けていること又は令和8年1月27日までに指定を受けること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ④ 参加申請時において、引き続いて1年以上営業等を行っており、かつ、次に掲げるものを滞納していないこと。
 - ・法人税、消費税、地方消費税（神戸市内に法人本部または事業所を設置している場合は加えて）神戸市内事業所等の法人市民税及び固定資産税
- ⑤ 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- ⑥ 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑦ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- ⑧ 直近5年間に、法人運営に関し、神戸市内外を問わず、国・都道府県・市町村からの改善命令や効力停止、取消し等の処分を受けていないこと（上記⑥を除く）。
- ⑨ 直近5年間に、本市又は他都市から運営指導業務を受託している場合、契約に基づく内容を履行できていること。
- ⑩ 訪問調査に従事する者は、障害福祉サービス事業者等での従事経験がある者又は関連法に係る行政経験のある者など、相当の知識及び経験を有する者等を配置すること。
- ⑪ 直近5年間に、運営指導の対象となる事業所と利益相反関係にならないこと。
 - ア 企画提案者（法人）が、直近5年間に経営又は運営に携わったことのある事業所は、運営指導の対象とすることはできない。この場合、企画提案者は事前に本市に申し出なければならない。

イ 運営指導に従事する者が、直近5年間勤務したことのある事業所は、運営指導の対象と
することができない。この場合、企画提案者は事前に本市に申し出なければならない。

5 スケジュール

① 公募開始	令和7年12月8日（月）
② 参加申請・質問票の提出期限	令和7年12月19日（金）
③ 質問回答（参加申請者に対して）	令和7年12月26日（金）
④ 企画提案書等の提出期限	令和8年1月27日（火）
⑤ 事業者選定委員会の開催	令和8年2月上旬
⑥ 選定結果通知	令和8年2月中旬
⑦ 契約締結・事業開始	令和8年2月下旬（予定）
⑧ 事業完了	令和11年3月31日（土）

6 応募手続き等に関する事項

（1）参加申請及び質問回答等

- ① 受付期間 令和7年12月19日（金）17時必着
② 提出書類 参加申請書・質問票
※期限内に参加申請書の提出がない場合は、企画提案書等の提出はできません。
③ 提出方法 8（2）に記載のEメールアドレス宛にデータ（Word形式）で送付
※Eメール送信後、電話連絡をすること。
④ 参加資格の決定及び質問の回答 令和7年12月26日（金）までに参加申請者に回答

（2）企画提案書等審査書類の提出

- ① 提出物（様式及び記載内容等）
・様式1（企画提案書等審査書類確認書）に記載する書類をA4版で提出すること。
・様式1～10については、本市が指定するとおりとする。
・企画提案書（様式5～10）の枚数は、合計20ページ以内とする。
・文字の大きさは10.5ポイント以上を厳守すること。
② 提出方法
・正本1部を下記8（2）に記載の提出先まで持参又は郵送により提出すること。
・企画提案等審査書類のデータを作成し、下記8（2）に記載のEメールアドレス宛にデータ（Word又はPDF形式）で送付すること（Eメール送信後、電話連絡をすること。）
・送付データのうち、企画提案書（様式5～10）は、マスキング有・無のデータを作成すること。また、マスキングは匿名性を確保するため、応募事業者の名称及び代表者名について行うこと。
③ 受付期間
・令和8年1月20日（火）から令和8年1月27日（火）17時（必着）
・持参により正本1部を提出する場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く9時～12時、13時～17時とする。

7 選定に関する事項

（1）選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

		配点
1	法人の対応・体制・信用性	20
①	経営の健全性、安定性（財務指標の評価）	
②	・法律問題、苦情など緊急事案に対応する法人体制及び取組 ・法人としてのコンプライアンス体制	

	③ 個人情報の取扱いに関する法人体制及び取組	
	④ 法人の理念及び方針（福祉の基本理念に則したもの有しているか）	
2	運営指導（訪問調査等）に際しての取組方針・考え方	
	① 訪問調査の趣旨を踏まえて、訪問調査の際の事業者対応における具体的な手順や流れと留意すべき事項	
	② 訪問調査の際、不適切な事業所運営や虐待が疑われる事案があると判断した場合の留意点	
3	訪問調査等遂行能力	
	① 地方自治体から受託した以下の事業の実績（令和2年度以降） ア. 運営指導（障害者総合支援法（第10条第1項）や児童福祉法（第57条の3の2第1項）などに基づく運営指導（訪問調査）） イ. 介護保険法（第23条）に基づく運営指導（訪問調査）	
	② 本事業に要する職員確保の想定 ア. 資格・勤務経験年数・勤務先サービス種別 イ. 人数（専従・兼務の別、雇用形態） ウ. 班体制（例：1班●人×●班） エ. 訪問調査件数（例：R8年度●事業所、R9年度●事業所、R10年度●事業所） オ. 1週間当たり訪問調査頻度（例：●班で●事業所）	
	③ 本事業の事業実施体制（スケジュール・進捗管理、実現性） 1か月あたり訪問調査の実施計画や訪問調査等報告書の作成および進捗管理	
	④ 本事業の対象となる障害福祉サービスに係る人員基準、設備及び運営に関する基準や加算要件等についての職員研修	
4	業務改善提案等	
	① 訪問調査の効率化・件数増及びこれに対する品質向上に向けた人材育成やDX化などの提案	
	② 指定障害福祉サービス事業所及び指定障害児通所支援サービス事業所のサービスの質の向上につながる提案	
5	価格	
	価格（消費税及び地方消費税含む。）を合計件数で除し、1件当たりの価格を算出し（小数点以下を切捨て）、以下の計算式に基づき算出する（最低提案価格を15点とする） 価格点=15×（最低提案単価÷提案単価） ※小数点第一位を四捨五入	
6	地元（神戸市内本店・支店）	
	神戸市内に本社・支店を設けているか	
	合計	

（2）選定方法

- ① 本企画提案の審査については、神戸市運営指導業務事業者選定委員会（以下、「事業者選定委員会」という。）が行い、その意見を踏まえて選定する。
- ② 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。
(プレゼンテーションは行わないが、提案内容の確認のためヒアリングを行う場合がある。)
- ③ 提案者が1者の場合でも当該プロポーザルは成立するものとする。
- ④ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「2. 運営指導（訪問調査等）に際しての取組方針・考え方」と「3. 訪問調査等遂行能力」の合計評価点が高い方を

契約候補者として選定し、合計評価点が第2順位の者を次点とする。

合計評価点が同点で契約候補者が複数となる場合は、「5. 價格」の評価点が高い方を契約候補者として選定する。

- ⑤ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点の者を新たな契約締結者として手続きを行うものとする。契約候補者が契約の相手方として決定される前に指名停止又は契約締結前に除外措置を受けた場合も同様とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、企画提案書を提出したすべての参加者に書面で通知し、また、本市ホームページで公表する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ① 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ② 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ③ すべての企画提案書は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ⑤ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

(2) 提出先、問合せ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

神戸市福祉局監査指導部障害福祉サービス指導監査担当

電話番号 078-322-5232

E-mail shido-s3237@city.kobe.lg.jp